

児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用しているお子さんの保護者様

児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用しているお子さんの  
個別サポート加算（Ⅰ）再認定調査の取扱いについて

令和3年4月より障害児通所支援にかかる制度改定があり、より手厚い支援を必要とするお子さんに応じた支援を提供できるよう個別サポート加算（Ⅰ）が新設されました。現在、申請時の区職員の聞き取りと、更新時に保護者が調査票に記入することにより、加算の判定を行っています。ただし、個別サポート加算（Ⅰ）の対象外となったお子さんに対して、事業所が支援の実態と異なると判断した場合、個別サポート加算（Ⅰ）の再認定調査を保護者あてに依頼することとなりましたので、以下のとおりご案内します。

記

1 個別サポート加算（Ⅰ）について

ケアニーズの高いお子さんへの支援を充実させる観点から、一定の要件に該当するお子さんを受け入れた障害児通所支援事業所が算定できる加算です。

※加算に該当する場合、1回の利用につき約110円の利用者負担が発生します。

2 再認定調査の対象者

下記の（1）と（2）両方に当てはまる方が対象となります。

- （1）個別サポート加算（Ⅰ）の該当のない方（受給者証に「個別サポート（Ⅰ）」の表記のない方）
- （2）認定要件に該当する可能性があるとして事業所が判断した方

3 再認定調査の流れについて

- （1）事業所から保護者へ「乳幼児サポート調査票」の記入を依頼します。
- （2）保護者がお子さんの日常生活の様子等を調査票に記入します。
- （3）事業所が調査票の内容を確認します。相違がないことを確認し、事業所と保護者が共に調査票に署名します。
- （4）事業所から調査票を区役所に提出し、個別サポート加算（Ⅰ）に該当があった場合、郵送で保護者あてに差し替えの受給者証を送付いたします。

※受給者証の「〔㊦〕通所給付費の給付決定内容」の「支給量等」に「個別サポート（Ⅰ）」と印字されます。

※調査日に応じて、対象の月の利用分より利用者負担分が発生します。

- （5）差し替え後の受給者証は通所しているすべての事業所に見せてください。

問合せ先

江東区障害福祉部障害者支援課在宅生活相談係

TEL 03-3647-4308 FAX 03-3647-4910